

議案第 10 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 11 月 29 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の公布に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例について新たに規定するため、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則中第15項に見出しとして「(君津町国民健康保険税条例等の廃止)」を付し、同項を第17項とし、第11項から第14項までを2項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第

3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p style="text-align: center;">(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用
 配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第
 16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得
 及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第
 22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の
 合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住
 者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法
 律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6
 項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する
 特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用
 配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、
 「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例
 適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」
 とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、
 第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例
 適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 省略

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 省略

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

15 省略

（平成22年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例）

16 省略

（君津町国民健康保険税条例等の廃止）

17 省略

*（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 省略

*（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 省略

*（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

13 省略

*（平成22年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例）

14 省略

*

15 省略

* 附則第11項から第15項までは、君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年君津市条例第28号）中平成29年1月1日施行予定の附則第11項から第15項までの改正規定による改正後の規定。